

令和五年六月三十日受領
答弁第一二七号

内閣衆質二一一第一二七号

令和五年六月三十日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員たがや亮君提出債務対GDP比率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員たがや亮君提出債務対GDP比率に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「債務対GDP比が何%を超えると、日本は財政破綻する」のかについて定量的にお示しすることは困難であるが、仮に、今後も債務残高対GDP比の上昇が続き、我が国財政の持続可能性に対する懸念が高まり、財政運営に対する信認が著しく損なわれることになった場合、金利の急騰や激しいインフレが生じ、経済・財政・国民生活に重大な影響が及ぶおそれがあると考えられる。

二の1について

お尋ねの「事実」については、政府として、国際通貨基金の「世界経済見通し」等において公表されている当該「事実」の前提となるデータにより把握している。

二の2について

お尋ねについては、外国の財政運営に関することであり、政府としてお答えする立場にはない。

三の1について

我が国の債務残高対GDP比が上昇した原因としては、千九百九十年代のバブル崩壊以降、長引くデフ

レ等を背景に、企業は投資や人件費を抑制し、消費者は所得の伸び悩みなどから消費を減らさざるを得ず、需要が低迷してデフレが継続するという悪循環が生じる中、諸外国に比べて名目GDP成長率が相対的に低かったことに加え、我が国財政において、特に平成二年度以降、歳出面では、急速な高齢化の進展による社会保障関係費の増加や新型コロナウイルス感染症への対応等、また、歳入面では、バブル崩壊、リーマンショック等による景気後退や減税による税收の落ち込み等によって、財政赤字が拡大したことにより、我が国の債務残高が累増してきたことが考えられる。

政府としては、債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、経済再生を実現しGDPを拡大すること及び我が国の債務残高を抑制することがいずれも必要であると考えており、経済再生と財政健全化の両立に向けて、引き続き、基礎的財政収支の黒字化を目指し、その改善に取り組んでまいりたい。

三の2について

お尋ねの「法人税の累進性強化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法人税については、法人は、自然人である個人とは異なり、税負担を回避するために会社分割を行う可能性があること等から、累進税率の導入には課題があると考えている。

所得税については、平成二十五年度税制改正において、所得税の所得再分配機能が低下していた状況を踏まえ、最高税率の引上げが行われたところであり、今後については、これまでの税制改正の趣旨及び経緯、経済社会の構造変化等も踏まえ、引き続き、検討する必要があると考えている。

消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から社会保障の安定財源として位置付けられており、御指摘の「消費税の減税や廃止」は適切ではないと考えている。

四について

お尋ねについては、令和五年一月二十七日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「アベノミクスは、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を通じて、・・・デフレではない状況をづくり出し、GDPを高め、雇用を拡大いたしました。岸田政権では、こうした成果の上に、新しい経済モデルである新しい資本主義の下、市場や競争に全て任せるのではなく、官民が連携をし、そして社会課題を成長のエンジンへと転換する中で、構造的賃上げなどを通じた成長と分配の好循環を実現し、社会課題の解決と持続的な成長につなげていきたいと考えております。」と答弁しているとおりである。